

## 長野県市長会経済部会 次第

平成27年10月23日（金）

林務部関係 13:00～

農政部関係 13:30～

観光部関係 14:25～

県庁 3階 第三応接室

### 1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

### 2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

### 3 閉 会

経済部会出席者名簿

平成27年10月23日(金)

県庁3階 第三応接室

所 属	職 名	氏 名
13:00~13:30 林務部	部長 信州の木活用課 県産材利用推進室長	塩原 豊 春日嘉広
13:30~14:25 農政部	部長 農業政策課長 農業技術課長 農地整備課長	北原富裕 濱村圭一 上杉壽和 田中庫夫
14:25~14:35 観光部	部長 山岳高原観光課長 山岳高原観光課 企画幹兼課長補佐 観光誘客課長	吉澤猛 玉井裕司 西沢弘喜 戸田智万

市長会経済部会

部会長	東御市長	花岡利夫
	諏訪市長	金子ゆかり
	駒ヶ根市長	杉本幸治
	飯山市長	足立正則
	安曇野市長	宮澤宗弘
市長会事務局	局長	市川武二
	次長	牧章一

【経済部会】(東御市・諏訪市・駒ヶ根市・飯山市・安曇野市)  
平成27年度長野県市長会各部会議題一覧

		議　題	要望先	提出市	県所管課	時間配分	意見交換要望市
林務	1	県産材の利用促進及び木質バイオマスの需要拡大による地域循環型社会の更なる推進について	県	塩尻市	県産材利用推進室	10分	7市 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市
	2	森林整備加速化・林業再生交付金事業（木造公共施設整備事業）の継続及び拡充について	国・県、東御市	東御市	県産材利用推進室	10分	6市 長野市、上田市、諏訪市、小諸市、伊那市、東御市
	3	松くい虫被害木等をチップ化して有効利用を進めるための大型破碎機（チッパー）の導入及び共同利活用の支援について	県	上田市	県産材利用推進室	10分	2市 松本市、上田市
農政	1	農地転用許可基準の運用の見直しについて	県	須坂市	農業政策課	10分	9市 岡谷市、飯田市、小諸市、飯山市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市
	2	経営所得安定対策「ナラシ移行のための円滑化対策（26年産限り）」の継続について	国	安曇野市	農業技術課	10分	2市 中野市、安曇野市
	3	広域獣害防護柵の維持管理に対する県費補助の実施及び国の鳥獣害防止総合対策交付金に対する県費補助の実施について	県	安曇野市	農業技術課	10分	12市 長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、茅野市、佐久市、

4 ため池耐震対策事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充について	国	上田市	農地整備課	10分	6市 長野市、松本市、上田市、飯山市、塩尻市、千曲市
5-1 地域水利ストックマネジメント事業の受益者負担の軽減について	県	中野市	農地整備課	15分	5市 駒ヶ根市、中野市、佐久市、千曲市、東御市
5-2 農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について	県	安曇野市	農地整備課		7市 松本市、小諸市、中野市、飯山市、塩尻市、佐久市、安曇野市
観光	国・県	伊那市 駒ヶ根市	山岳高原觀光課	10分	10市 上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、東御市

【林務 1】(1月副市長会議、4月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (26・8・1 第135回総会；塩尻市ほか)																										
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設																								
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 林務部 <input type="checkbox"/> その他 名称																										
件名	県産材の利用促進及び木質バイオマスの需要拡大による地域循環型社会の更なる推進について																										
提案市	塩尻市																										
提案要旨	地域に豊富にある森林資源の有効活用に向け、木質バイオマスを利用する暖房機器等の普及拡大のため、設備導入につながる補助制度の継続と拡充を要望する。																										
提案理由	地域資源である森林から創出される木質バイオマスを活用することにより、森林整備を加速的に進め、地域社会を活性化し、地域エネルギーの自給率を向上させるとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けた低炭素社会の構築につなげるため、木質バイオマスの需要拡大を図る必要がある。																										
現況及び課題等	<p>森のエネルギー推進事業によるペレットストーブ・ボイラーの補助金制度は、平成26年度をもって終了となるが、ペレットストーブ・ボイラー、薪ストーブ（二次燃焼機能付き）は設備費が高額で、今後、一層の木質バイオマス利用の普及率向上を図っていくためには、この補助制度の継続と更なる拡充が必要である。</p> <p>森のエネルギー推進事業補助率（現行）</p> <table> <tbody> <tr> <td>ペレットストーブ</td> <td>公共施設等</td> <td>補助率1／2以内</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td></td> <td>補助率1／2以内 限度額10万円</td> </tr> <tr> <td>ペレットボイラー</td> <td>公共施設等</td> <td>補助率1／2以内</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td></td> <td>補助率1／2以内 限度額10万円</td> </tr> <tr> <td>薪ストーブ</td> <td></td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>要望する補助率</p> <table> <tbody> <tr> <td>ペレットストーブ（設備費約52万円）</td> <td>個人</td> <td>限度額の拡充</td> </tr> <tr> <td>ペレットボイラー（設備費約100万円～）</td> <td>個人</td> <td>限度額の拡充</td> </tr> <tr> <td>薪ストーブ（設備費約90万円）</td> <td></td> <td>補助対象とする</td> </tr> </tbody> </table>			ペレットストーブ	公共施設等	補助率1／2以内	個人		補助率1／2以内 限度額10万円	ペレットボイラー	公共施設等	補助率1／2以内	個人		補助率1／2以内 限度額10万円	薪ストーブ		対象外	ペレットストーブ（設備費約52万円）	個人	限度額の拡充	ペレットボイラー（設備費約100万円～）	個人	限度額の拡充	薪ストーブ（設備費約90万円）		補助対象とする
ペレットストーブ	公共施設等	補助率1／2以内																									
個人		補助率1／2以内 限度額10万円																									
ペレットボイラー	公共施設等	補助率1／2以内																									
個人		補助率1／2以内 限度額10万円																									
薪ストーブ		対象外																									
ペレットストーブ（設備費約52万円）	個人	限度額の拡充																									
ペレットボイラー（設備費約100万円～）	個人	限度額の拡充																									
薪ストーブ（設備費約90万円）		補助対象とする																									
法令関係																											

**【林務 2】** (7月副市長会議、8月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 農林水産省 <input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局 林務部 <input type="checkbox"/> その他      名称		
件名	<b>森林整備加速化・林業再生交付金事業（木造公共施設整備事業）の継続及び拡充について</b>		
提案市	東御市		
提案要旨	地域材を活用し、木材需要を高めるため、森林整備加速化・林業再生交付金事業における木造公共施設等整備事業の継続と補助対象事業の拡充を要望する。		
提案理由	国内における木材需要をより高めるために本事業は有効な事業であることから、平成28年度以降も事業を継続するとともに、事業をより推進させるため、建物として必要不可欠な設備を、是非、補助対象に加えていただきたい。		
現況及び課題等	本事業については平成28年度以降継続されるか明確でない。 交付率：定額（1／2以内） 現在の実施要綱では、建築本体については1／2の補助金が交付されるが、電気・上下水道工事等が補助対象外となっている。		
関係法令	森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱 森林整備加速化・林業再生交付金実施要領の運用について		

【林務 3】(7月副市長会議、8月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H25・7・5 第133回総会；安曇野市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 林務部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	<b>松くい虫被害木等をチップ化して有効利用を進めるための大型破碎機（チッパー）の導入及び共同利活用の支援について</b>				
提案市	上田市				
提案要旨	<p>上田市では枝などは処理可能な小型破碎機（チッパー）を2台所有しているが、幹については破碎できないことから、松くい虫被害木の処理が滞っている。</p> <p>今後さらに被害木が増加することが想定されることから、効率的に処理するためには大型破碎機（チッパー）が必要となる。</p> <p>しかし、近隣市町村が共同で利用してきた県所有の大型破碎機貸出制度が、老朽化を理由に平成25年度に廃止になったことから、この大型破碎機の復活を要望する。</p>				
提案理由	<p>松くい虫被害木の木材チップは需用が多いが、大型破碎機を一自治体が所有することは負担が大きい。</p> <p>市町村の負担軽減と効率的な運用を図るため、従前のように近隣市町村が大型破碎機を共同で使用できる貸出制度の復活を要望する。</p>				
現況及び課題等	<p>上田市はアカマツ林が、森林面積の約23%を占めるという地域柄、松くい虫により多大な被害を受けている。</p> <p>これらの松くい虫被害木をはじめ、切捨て間伐・枝条材を有効利用する手段の一つとして木材のチップ化があり、最近では木質バイオマス発電への需要も見込まれる。ただし、小型破碎機では能力に限界があることから、当市の場合、必ずしも有効活用につながっていない。</p>				
関係法令	高性能林業機械導入推進事業				

【農政 1】(7月副市長会議、8月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第 回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国      担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県      担当部局      農政部 <input type="checkbox"/> その他      名 称				
件名	<b>農地転用許可基準の運用の見直しについて</b>				
提案市	須坂市				
提案要旨	<p>現行の農地転用許可基準の運用では、個人住宅の転用面積は、一般個人住宅 500 m<sup>2</sup>以内、農家住宅 1,000 m<sup>2</sup>以内としているが、転用基準の制定後 35 年が経過し、実情に合わない場合もあるため、見直しを要望する。</p>				
提案理由	<p>当規定は、「農地転用許可基準の運用について」(昭和 55 年 10 月 1 日付長野県農政部長通知)により運用されているが、農家からは基準面積を超えての住宅転用面積増の相談が多い。</p> <p>根拠となる国の通達(昭和 34 年)は平成 10 年に廃止されており、人口減少社会を迎えた中で長野県の農業や農地、それを支える農家を守るという観点からも、基準の運用の見直しについて検討していただきたい。</p>				
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の敷地内に住宅、倉庫等、庭等一連の構えが固まっている状態で、新たに農作業所や通路を設けたい場合、現行の農家住宅は 1,000 m<sup>2</sup>以内とする規定では、取り壊し等を行わない限り、設置は困難となる場合もある。</li> <li>敷地前の道路が狭くカーブしており、交通量が多いうえ見通しが悪いため敷地への出入りが危なく困っている。隣接する裏の農地を取得し、一部を通路に転用して、ここに接する公道から入りしたいと考えたが、既存の敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>程度あったため、新たな転用ができない。</li> </ul>				
関係法令	<p>農地転用許可基準の運用について (昭和 55 年 10 月 1 日付長野県農政部長通知 : 最終改正平成 23 年 3 月 15 日付)</p>				

【農政 2】(1月副市長会議、4月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 農林水産省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	経営所得安定対策「ナラシ移行のための円滑化対策（26年産限り）」の継続について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	国の経営所得安定対策「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」に加入できない農家に対し、26年産限りではあるが、「ナラシ移行のための円滑化対策」が設けられている。ナラシ対策に加入できる「認定農業者」や「集落営農組織」等以外の小規模農家を救い、農村集落を維持するため「ナラシ移行のための円滑化対策」の継続を要望する。		
提案理由	26年産県産米の作況指数は「96：やや不良」と生産量が落ち込む中、全国的な低米価により農家収入の落ち込みは必至である。27年以降ナラシ対策に加入できない小規模農家等を救い、農村機能を堅持させるため、円滑化対策の継続を提案する。		
現況及び課題等	国の新たな農業・農村政策により担い手（認定農業者・集落営農等）への農地利用集積・集約化を進める中、ナラシ対策への移行期間として26年産に限り「円滑化対策」制度があるが、移行期間が短い為、担い手等へ移行しきれていないのが現状だ。この状況で27年産以降の米価が低下した場合、小規模農家（ナラシ非加入）等の収入減少は明らかで、農村としての機能低下が予想される。 <安曇野市の状況：26年産> ナラシ対策対象面積：1,107ha 同対象農家数：107戸（集落営農は1戸でカウント） 円滑化対策対象面積：1,199ha 同対象農家数：2,292戸 ※「ナラシ対策」とは、当年産の販売収入（米・麦・大豆）の合計額が標準的収入を下回った場合、その差額の9割を国が3、農家積立が1の割合で補てんする。 （26年産対象者は4ha以上の認定農業者と20ha以上の集落営農組織） ※「ナラシ移行のための円滑化対策」とは、ナラシ対策で米の補てんが行われる場合、米の標準的収入額と当年産の収入額との差額分9割の内、国費相当分の1/2（差額分の33.75%）が交付される。		
関係法令	経営所得安定対策等実施要綱		

【農政 3】(7月副市長会議、8月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 農政部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	<b>広域獣害防護柵の維持管理に対する県費補助の実施及び国の鳥獣被害防止総合対策交付金に対する県費補助の実施について</b>				
提案市	安曇野市				
提案要旨	<p>広域獣害防護柵について、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、資材費の定額補助を受け、地区の皆さんから労力を提供いただく協働体制をつくり設置しているが、設置後の地元地区における維持管理対策のため、県による財政的支援を求める。</p> <p>また、同交付金の予算に対する割当額(充足率)が 100%に満たないことから、設置に対する県の財政的支援を求める。</p>				
提案理由	<p>有害獣による農作物への被害を防止するため、地元地区の皆さんの自力施工による設置と設置後の見廻り、周辺の草刈り及び修理などの維持管理を条件に、防護柵設置を進めているが、防護柵の設置距離も年々延長する中、設置後の地元地区の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>有害獣対策は、農作物被害の減少とともに、生産農家の営農意欲の回復、荒廃農地の減少にも繋がる大切な事業である。国・県・市が一体となり事業へ取組を行うためにも、県の財政支援が必要である。</p>				
現況及び課題等	<p>本市では平成 23 年度から昨年度までに、市内 8 地区・総延長 1 万 5,900m の防護柵を施工済であり、野生鳥獣による農作物の被害額は、平成 22 年度から 26 年度の 5 年間で 24% 減少した。山際で有害獣を食い止めることで、その下の集落までその恩恵に資することなどから、公の財政負担により持続可能な事業としていく必要がある。</p> <p>しかし、柵の耐用年数が 14 年であること、年々老朽化も進むことなどから、設置地区においては、維持管理のための財源確保に苦慮している。</p> <p>市では国の定額交付金を活用し、地元地区へ柵の資材を支給しているが、国の予算に対する割当額(充足率)が 100% に満たないことから、不足分を市が負担しているほか、維持管理に対して市単独による財政支援を検討中である。</p>				
法令関係	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱				

【農政 4】(4月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H25・8・29 第133回総会；東御市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国      担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県      担当部局 <input type="checkbox"/> その他      名称				
件名	ため池耐震対策事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充について				
提案市	上田市				
提案要旨	<p>東日本大震災においてため池が決壊し周辺地域に甚大な被害が発生したことにより、ため池の耐震性の調査を実施したが、多くのため池において「耐震対策が必要」と判定された。</p> <p>今後、耐震対策事業を進めていく中では多額の事業費が想定され、地方負担額の確保が課題である。</p> <p>よって、ため池耐震対策事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充を要望する。</p>				
提案理由	<p>ため池の耐震対策は周辺地域の財産、人命を守ることからも早急な対応が必要とされているが、ため池耐震対策事業においては施設規模に応じて、多額の費用（1池当たり約1億円～3億円）が想定されるため、地方負担額の確保は大きな課題である。</p>				
現況及び課題等	<p>事業費に対する負担率は国55%、県34%、市・地元11%</p> <p>交付税措置率20%（公共事業等債 充當率90%）</p>				
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法</li> <li>・地方交付税法</li> </ul>				

【農政 5－1】（1月副市長会議、4月総会採択）

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H25・8・29 第133回総会；伊那市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 農政部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	地域水利ストックマネジメント事業の受益者負担の軽減について				
提案市	中野市				
提案要旨	<p>土地改良施設の老朽化対策として、ストックマネジメント事業などに取り組む土地改良区が増えてきている。ストックマネジメント事業は、主要本線部分の基幹水利ストックマネジメントと枝線部分にあたる地域水利ストックマネジメント事業があり、一体的に取り組む必要がある。</p> <p>事業費負担について地域水利ストックマネジメント事業は、団体営土地改良事業扱いとなり、国50%県1%地元49%であり、財政負担が重いことが理由となって進捗が滞ることが懸念される。県の助成を1%から10%として事業進捗が図られるよう要望する。</p>				
提案理由	<p>膨大なストックがある土地改良施設は、設置から相当年数が経過した施設が多く、中には耐用年数を超える期間が経過した施設も存在し、維持管理と施設の長寿命化を図る修繕の重要性が増している。</p> <p>事業の積極的な推進を図るために、「継ぎ足し」と呼ばれる県費補助の10%への増額を要望する。</p>				
現況及び課題等	<p>当市では、ストックマネジメント事業について、一体的に取り組む必要があることから基幹水利、地域水利とも土地改良区の負担を一定とし、その残り部分を市の一般会計により負担している。</p> <p>しかし、そのための費用負担は膨大で、地域水利ストックマネジメント事業がその費用を捻出できないことを原因として取組みが進捗しないことが懸念されている。特に畑かん施設を抱える土地改良区においてこの問題が深刻である。</p>				
関係法令					

【農政 5-2】(7月副市長会議、8月総会採択)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H27・4・16 第136回総会；中野市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名 称	農政部
件名	農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	厳しい農業情勢下での農業者負担軽減のため、団体営事業に対する県の補助率引き上げを要望する。		
提案理由	団体営土地改良事業の負担割合は、国が50%、県が1%、地元が49%で実施されている。 地元負担の二分の一を市が助成しているが、受益者の負担は重く、制度がありながら実施が難しい状況であるため。		
現況及び課題等	昭和40年代から昭和60年代にかけて積極的に基盤整備事業がなされ、安曇野市の農地面積に対する基盤整備率は約79%、5,270haを整備してきている。しかし、水利施設の老朽化が著しく、漏水等が目立ってきており、當農に支障をきたしている。 小規模な補修は市単独事業や多面的機能支払交付金事業により対応しているが、一定規模以上の改修は団体営事業によらなければならず、負担率が高いいため、実施が困難な状況にある。		
関係法令	土地改良法		

**【観光】**(7月副市長会議、8月総会採択)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( · · 第回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 土交省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 観光部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	<b>貸切バスの規制強化及び運賃改定による観光への影響を踏まえた助成制度の創設等について</b>				
提案市	伊那市、駒ヶ根市				
提案要旨	<p>安全確保を目的とした貸切バスの規制強化によって、県内観光地やイベントなどの集客に影響が出ていることから、県による旅行事業者に対する助成制度の継続と拡充を求める。</p> <p>また、国においては、観光事業者等への影響を十分把握し、影響を受けている地域に対し助成制度の創設等適切な対策を講じるとともに、貸切バスの交替運転者の配置基準に関し、運行実態に応じたきめ細かな運用について研究・検討を行うことを求める。</p>				
提案理由	<p>平成24年の高速ツアーバスの重大事故を受け、国土交通省は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」を見直し、規制を強化したことから、県内の多くの観光地では首都圏や関西圏からのワンマン運行による日帰りバスツアーの圏外となり、バスツアーが減少している。</p> <p>地方創生は地方への人の流れをつくるということであるが、今回の規制強化は観光が主要産業である地方の経済に重大な影響を及ぼしている。</p>				
現況及び課題等	<p>鉄道輸送力が脆弱な上・下伊那地域の観光事業は、高速道路を利用したバスツアーの集客によるところが大きく、本年の高遠城址公園さくら祭りでは、貸切バスの規制強化によってバスツアーが前年比で約3割減少し、祭り運営にも大きな影響が出た。</p> <p>長野県では国の地方創生資金を活用して本年6月末～来年1月のツアー造成に対し、旅行会社等へ助成する事業を実施するとしているが、2月～5月の早春ツアーは対象外となる。1年を通じた制度に拡充するなど継続的支援等を行い、県内への誘客を促進する必要がある。</p> <p>また、改正後の道路運送車両法に基づく保安基準（衝突被害軽減ブレーキ装着等）を満たす場合や、運転手が一定のまとまった休憩を取ることができる場合など貸切バスの運行実態に応じた、きめ細かな運用について研究・検討を行う必要がある。</p>				
法令関係	道路運送法、道路運送車両法、 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について				